

税務課からのお知らせ

償却資産申告

市に納付していただいている固定資産税は、「土地」「家屋」「償却資産」に対して課税されています。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している資産を、1月31日までに申告していただくことになっていますので、忘れずに申告していただきますようお願いいたします。

- ◎ 償却資産とは、個人、法人を問わず、土地、建物及び無形償却資産以外の事業に使用する資産のうち、法人税又は所得税の申告で減価償却費として収入から控除される資産で、具体的には構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両及び工具・備品から自動車税や軽自動車税が課税されるものを除いたものです。
- ◎ 平成21年度に償却資産の申告をされた方、市で税務署や保健所を調査し申告の必要があると思われる方は、12月に平成22年度用の申告書類一式を送付します。
なお、市から申告書類が届いていない方でも、申告の必要があると思われる方は、ご連絡いただければ申告書を送付します。
また、市で関係機関を調査した結果、申告の必要があると思われる場合は、年度途中でも申告依頼を送付します。申告の結果、固定資産税が課税される場合は、年度途中の更正となりますので、2期以降での課税となります。
- ◎ 固定資産税の償却資産の申告は、法人税や所得税と異なり、耐用期間が経過しても廃棄等されるまで申告の対象となりますのでご注意ください。
- ◎ 固定資産の償却資産を申告すべき個人の方は、所得税の確定申告において、農業所得、不動産所得、営業所得として申告された方が対象となります。
- ◎ 過去に事業を営んでおられた方で現在は廃業している方、他に（親子等も含む）譲渡された方及び申告する資産がない方、資産の増減がない方もその旨申告していただく必要がありますので、忘れずに申告してください。

▶税務課（☎64・3146）
⑨地域振興課（☎75・0251）
⑩地域振興課（☎72・2525）
⑪地域振興課（☎322・1001）

家屋を取り壊したときは、届け出を！

固定資産税・都市計画税の課税対象である家屋は、1月1日現在の所有者に対して課税することになっています。

そのため、平成21年中に家屋を取り壊された所有者の方は、税務課資産税係または各総合支所地域振興課までご届けください。

▶税務課（☎64・3146）
⑨地域振興課（☎75・0251）
⑩地域振興課（☎72・2525）
⑪地域振興課（☎322・1001）

国民健康保険税納付確認書を郵送

これまで、税務課及び各総合支所地域振興課窓口で発行していただきました国民健康保険税納付確認書を次のとおり郵送します。

- ◎郵送対象者 平成21年中に国民健康保険税の納付があった全ての納税義務者（世帯主宛て）
- ◎用 途 所得税の確定申告及び市県民税の申告
- ◎郵送時期 平成22年1月中旬
- ◎郵送方法 ハガキにて郵送
- ◎郵送内容 納税義務者の平成21年中（平成21年1月1日から12月31日）の国民健康保険税の納付済額

詳しくは、税務課若しくは各総合支所地域振興課へお問い合わせください。

▶税務課（☎64・3144）
⑨地域振興課（☎75・0251）
⑩地域振興課（☎72・2525）
⑪地域振興課（☎322・1001）

市営特定公共賃貸住宅入居者募集

市営特定公共賃貸住宅の入居者を募集します。入居者は抽選により決定します。

- ◎申 込 先：本庁都市計画課及び各総合支所地域整備課
- ◎申込受付期間：1月12日（火）～1月26日（火）
- ◎抽 選 会：1月28日（木）
- ◎入 居 時 期：入居許可日から10日以内

市営特定公共賃貸住宅

対象住宅	間取り 建築年度	募集 戸数	部屋の 所在	家 賃	申 込 資 格
栗町住宅 3階建 新宮町栗町	2LDK 平成9年	1戸	1階	月額所得20万円未満の方 47,000円(22年3月まで) 49,000円(22年4月から)	①同居する親族のある方 ②所得から、入居しようとする世帯員の合計数から1を引いた数に38万円をかけた額を引き、12で割った金額（月額所得）が158,000円以上487,000円以下（所得のある者のうちいずれか1人が35歳以下である場合は、153,000円以上487,000円以下）であること。 ③自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っておられる方 ④申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員でないこと。 ⑤一定以上収入のある連帯保証人があること。 ⑥入居希望者、連帯保証人ともに市税を滞納していないこと。
				月額所得20万円以上の方 55,000円	
3LDK 平成9年	1戸	3階	月額所得20万円未満の方 55,000円(22年3月まで) 57,000円(22年4月から)		
			月額所得20万円以上の方 65,000円		
室津住宅 3階建 御津町室津 (オール電化)	3DK 平成12年	2戸	1～3階 (メゾネット)	62,000円	

- ▶ 都市計画課（☎64・3163）（新）地域整備課（☎75・2430）（揖）地域整備課（☎72・7603）
- （御）地域整備課（☎322・2243）

都市計画区域 マスタープラン等の縦覧

都市計画区域マスタープランとは、兵庫県がおおむね20年後の都市の姿を展望した上で、主要な土地利用、都市施設についての将来像を定めたものです。

今回、これらの案がまとまりましたので、縦覧します。

◎縦覧する都市計画の変更案（中播都市計画区域）

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- ・区域区分
- ・都市再開発の方針
- ・住宅市街地の開発整備の方針

針

- ・防災街区の整備の方針（西播磨高原都市計画区域）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

◎縦覧期間
1月19日（火）～2月2日（火）

◎縦覧場所
県都市計画課、市都市計画課及び各総合支所地域整備課

なお、縦覧期間中に意見を提出することができます。

◎意見提出先

▼県都市計画課（☎078・362・3578）

有害鳥獣対策について（シリーズ③）

今回は、有害鳥獣の中でも特に農作物に被害を及ぼす鹿についてお知らせします。

鹿（ニホンジカ）は草食性の動物でほとんどの植物の葉、樹皮、根や果実を食へます。

主に夜に活動し、1.5m程度のジャンプ力があり急な斜面も登れます。自己防衛としては柵の設置が有効的手段ですので紹介します。

①金網柵…メンテナンスが容易で耐久性が高い反面、設置経費がかさみます。高さを1.8m以上、網目を15cm以下にすると効果的です。

②ネット柵…経費が比較的安価ですが、耐久性が低く噛み切られたり破られやすいです。網目を小さくすると効果的です。

③電気柵…経費が比較的安く容易ですが、草刈り等の漏れ防止のメンテナンスが必要となります。高さを1.5m以上、網を4段張り以上にすると効果的です。

コストや施行面も重要な要素なので施行前に十分検討して選択してください。

次回は「フィッシュ」に掲載します。

▼農林水産課（☎64・3157）